担当課名	クリーンセンター
案件名	2号 No.2 ダストコンベヤ修繕
案件の概要	2号 No.2 ダストコンベヤの修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 4年 8月17日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	2,530,000 円(うち消費税 230,000 円)
契約期間	契約を行った日~令和 5年 3月30日
随意契約とした理由	本業務は、2 号 No.2 ダストコンベヤの修繕を実施するものであ
	る。
	ダストコンベヤは空気予熱器、余熱用空気予熱器、ガス接触塔、
	バグフィルターから発生した煤塵を搬送している。その後、煤塵
	は圧送されダスト貯留槽で貯留される。令和 10 年度に予定する
	新施設への更新に向けて、修繕、機器更新が効果的かつ効率的な
	投資となるよう令和3年度から4年度にかけて集中的に取り組み
	を進めているところであるが、駆動部、摺動部の劣化や損傷が確
	認され、早急に修繕を実施するものである。
	ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕に
	は施設に精通した者による実施でなければならない。
	また、焼却炉の稼働を行いながら修繕を進めていく必要があ
	り、安全性を確保しながら修繕を進めていかなければならず、今
	回の修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量の推移も踏
	まえ、例年以上に厳密なスケジュール調整が必要となっている。
	以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託
	業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実
	績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社
	と単独随意契約を締結するものとする。(地方自治法施行令第1
	67条の2第1項第2号に該当)